

第43回 農業資材審議会農薬分科会

第43回 農業資材審議会農薬分科会

日時：令和6年9月27日（金）

場所：農林水産省消費・安全局第1会議室

（WEB会議形式の併用開催）

時間：13：30～15：00

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

- ・アラクロールを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・カルボスルファンを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・トルクロホスメチルを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・ベンフラカルブを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・S-メトラクロールを有効成分として含む農薬（再評価）

（2）農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

- ・キノフメリンを有効成分として含む農薬（登録）

（3）農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

- ・ジフルベンズロンを有効成分として含む農薬（変更の登録）

（4）農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令案及び農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令案に関する意見・情報の募集の結果について（案）

（5）その他

3. 閉 会

午後１時３０分 開会

○楠川室長 では、定刻となりましたので、ただいまから第43回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

事務局を務めます農薬対策室の楠川でございます。分科会長に議事を願うまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の分科会は、会議室とウェブ会議形式の併用開催といたします。また、公開で開催するということで、傍聴の方々にも参加いただいております。

ウェブ会議形式で御出席いただいている委員の皆様におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにさせていただきますようお願いいたします。

発言希望等ございましたら、画面右側の参加者一覧の「挙手」のアイコンを押していただき、順にお願いしたいと存じますが、急を要する場合など必要があれば座長からの合図を待たず、御自身でミュートを外して御発言いただいても構いません。また、チャットボックス機能もございますので、音声トラブル等ございましたら当該チャットボックスより御連絡いただけますと幸いです。

万が一の回線トラブル等の場合には、委員の皆様には事務局の緊急連絡先をお伝えしておりますので、そちらまで御連絡いただければと思います。

本日は委員の方９名、臨時委員の方７名に御出席いただいております。五箇委員、小西委員、本田委員、秋森委員におかれましては、本日御欠席と伺っております。

本分科会は、農業資材審議会令第７条第１項で委員と臨時委員の過半数の御出席で会が成立すると規定されております。本日は、委員と臨時委員と合わせて20名のところ16名の方に御出席いただいておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

では、議事に入ります前に、本日の配付資料について御確認いただきたいと思っております。

資料１が議事次第でございます。資料２が本分科会の委員名簿となっております。資料３－１が農薬の再評価に係る意見の聴取についてということでございまして、再評価に係る成分の諮問文が付いております。資料３－２として農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問についてということで、これらの再評価に係る農薬の概要と、どちらの部会で御審議いただくかについての御報告をしております。資料４が農薬の新規登録に係る意見の聴取に関する資料、キノフメリンということでございまして、資料４－１から４－４までそれぞれキノフメリンの農

薬原体の組成に係る評価報告書、農薬使用者安全評価書、農薬蜜蜂影響評価書、さらに薬効・薬害試験結果の概要を添付しております。資料5は農薬の変更の登録に係る意見の聴取に関する資料ということで、ジフルベンズロン。資料5－1としてジフルベンズロンの農薬原体の組成に係る評価報告書を添付しております。それから、資料6が農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令等に関する意見・情報の募集の結果についてでございます。

加えまして、参考資料1から4までが農薬取締法、農業資材審議会及び本分科会の運営に関する資料でございます、こちらの緑色の紙ファイルに綴じております。さらに、それとは別に、参考資料5として、先ほどのジフルベンズロンの前回の分科会において提出いたしました資料を参考として添付しております。

今も触れましたが、本日より、対面で御参加いただいている委員の皆様には、毎回お渡ししております参考資料1から4についてファイルで綴じたものを卓上に配付しております。これらにつきましては次回以降の分科会でも使用いたしますので、会議終了後にはお持ち帰りにならずに、ここに置いていっていただきますようお願いいたします。

また、本日の資料及び参考資料とは位置づけてはいないんですけれども、農薬登録及び再評価におけるデータ要求に関する通知をまとめた分厚いファイルも机上に配付しております。ウェブ参加の委員の皆様には、電子ファイルで送付をしております。対面で御参加の委員の皆様におかれましては、こちらのファイルも会議終了後は机上に置いたままにしておいていただくようお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は夏目分科会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○夏目分科会長 本日は皆様、御多用のところ御出席くださいます、ありがとうございます。分科会長の夏目でございます。

この度は、農薬分科会を会議室とオンラインによる併用で開催いたします。進行中にシステム上のトラブル等が発生する可能性があります、そのような場合には事務局に対応いただきますので、あらかじめ御承知おきくださるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと存じます。

本日は議事次第にございますように、1番目として農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について、2番目が農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について、3番目が農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について、4番目として農薬の販売

の禁止を定める省令の一部を改正する省令案及び農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令案に関する意見・情報の募集の結果についてでございます。限られた時間内ではございますが、活発な意見交換をお願いいたします。

それでは、最初の議題であります農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取についてに入ります。

農林水産大臣から諮問があったときに、その内容を事務局から分科会に報告することとしておりますので、事務局より報告をお願いいたします。

○高橋審査官 農薬対策室の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に沿って御説明いたします。

まず、資料3-1でございますけれども、こちらが今回の農薬の再評価に係る意見の聴取についての諮問文書でございます。5成分でございます。こちら、いずれも令和6年9月18日付けで諮問させていただきました。

それでは、資料3-2の方で、具体的な剤の御説明をしたいと思います。

では、まず2ページ目のアラクロールでございます。

こちらは令和5年9月22日から27日に再評価の申請がされております。

構造がこういったものでございまして、脂肪酸の合成阻害によって細胞分裂を阻害して植物を枯死させるという除草剤でございます。1970年に初回登録されまして、今回、既登録の農薬6剤が再評価申請されております。

果樹、野菜、てんさい、芝等。全面土壌散布ですとか雑草茎葉散布といった使い方で、登録がされております。

海外の状況ですけれども、JMPRでは評価なしで、国際基準も設定されておりません。諸外国では、米国で登録なし、残留基準値があります。それから、欧州も登録なしで残留基準値のみ設定されております。

国内の評価状況ですけれども、2013年に各府省の評価、直近のものが終了している状況です。続きまして、3ページ目。カルボスルファンでございます。

こちら、令和5年6月30日に再評価の申請がされております。

カーバメート系の殺虫剤で、アセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することにより殺虫活性を示すというふうに考えられております。1983年に初回登録されまして、今回、9剤が再評価の申請がされております。

さとうきび、ピーマン、水稻の箱育苗、花き、芝等に、土壌混和ですとか散布といった使い方
方で使用するものでございます。

JMPRの評価、2023年が直近のものでございます。コーデックス基準も設定されております。
諸外国ですけれども、米国、登録なしで残留基準値も設定されておられません。欧州の方は、
登録なしで残留基準値のみ設定されております。

国内の評価ですけれども、2020年に関係府省の評価、直近のものが終了しております。水質
汚濁に係る農薬登録基準につきましては、現在評価中でございます。

続きまして、4ページです。トルクロホスメチルでございます。

令和5年9月4日から29日にかけて再評価の申請がされております。

こちら、細胞、遊走子になるんですけれども、こちらの運動機能や分裂抑制で殺菌効果を示
す殺菌剤でございます。こちらのFRAC分類14でございますけれども、現在、標的部位とし
て細胞の脂質の過酸化ということで、少し新たな標的部位が提案中というふうに聞いておりま
す。登録状況でございますが、1984年に初回登録されまして、今回の申請、13剤、再評価申請
されております。

りんご、麦類、野菜、てんさい、花き、芝等に、土壌灌注、散布、種子粉衣等で使用するも
のでございます。

JMPR、2019年に評価されておまして、国際基準も設定されております。米国では登録
あり、残留基準値なしでございます。米国は種子処理のみで使うため、残留しないことから基
準値がないというふうに聞いております。それから、欧州でございますが、登録あり、残留基
準値も設定されております。

国内の状況ですけれども、2019年から2023年にかけて直近の評価が終了しております。

続きまして、5ページ目。ベンフラカルブでございます。

こちらアセチルコリンエステラーゼ活性阻害によって殺虫活性を示すカーバメート系の殺
虫剤でございます。1986年に初回登録されまして、今回、14剤が申請されております。

稲の箱育苗ですとか、野菜、さとうきび、花き、樹木類等に使用されるもので、散布、土壌
混和、株元散布といった使い方がございます。

JMPRは評価されておられません。国際基準も設定されていない状況です。諸外国ですけれ
ども、米国は登録なし・残留基準値なし、欧州の方は登録なしで残留基準値ありという状況で
す。

国内の評価状況ですが、2020年と、環境省の関係、2013年に終了しております。水質汚濁に

係る登録保留基準は現在、評価中でございます。

続きまして、6 ページ。S－メトラクロールでございます。

こちらは、令和5年9月27日から28日にかけて再評価申請されております。

脂肪酸の合成阻害によって細胞分裂を阻害して、植物を枯死させる除草剤でございます。

2010年、初回登録されまして、今回、5 剤が再評価申請されております。

野菜、てんさい、芝等に、全面土壌散布、雑草茎葉散布、それから畦間株間の土壌散布等で使用されるものとなっております。

国際基準、JMPRの評価はされておられません。国際基準も設定されておられません。諸外国ですけれども、米国は登録あり、残留基準値あり、欧州の方は登録なしで、残留基準値ありという状況です。

国内ですけれども、2009年から10年にかけて関係府省の直近の評価がされております。

別紙1以降、今回の諮問に係る製剤の一覧を付けてございます。

以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

いずれも諮問を受けて、これから各部会で審議いただくものですので、各農薬に関する御質問、御意見は部会の中で頂くとして、事務局より説明のあった審議の進め方について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

一番最後のS－メトラクロール。このSは構造式のS体のSじゃないかと思うんですが、R体の構造式が書いてあるのはどうしてなのですか。

○高橋審査官 S体が多く入っていて、R体も少し入っているというものになります。

○夏目分科会長 分かりました。

いかがでしょうか。御質問、御意見。

はい、お願いします。三浦委員。

○三浦臨時委員 3 ページのカルボスルファンと5 ページのベンフラカルブについて、水質汚濁に係る農薬登録基準が以前は基準がなかったが現在評価中という説明でしたが、なぜそういうことになっているのかというのを教えていただければと思います。

○高橋審査官 環境省の方で評価中ですが、少し追加データを今取っているという状況で評価が継続中というふうに聞いております。

○三浦臨時委員 以前は登録基準がなかったなどの理由で評価する必要がなく、現在は評価す

る必要があるということでしょうか。

○高橋審査官 過去の考え方で、水濁、登録保留基準と言われていた時代には設定されて一度登録になっていて、新しい評価としてまだ評価中ということでございます。

○三浦臨時委員 新しい評価基準でやられているということでもいいですか。

○高橋審査官 はい、さようでございます。

○三浦臨時委員 はい、分かりました。

○夏目分科会長 そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、アラクロール、カルボスルファン、トルクロホスメチル、ベンフラカルブ及びS-メトラクロールについては、農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会の三つの部会でそれぞれ御審議いただき、審議結果を後日の分科会に御報告いただくことになりますので、各部会の関係の先生方はどうぞよろしくお願いいたします。

次に、議題2の農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議を行いたいと思います。

キノフメリンを有効成分として含む農薬の登録について、令和5年5月12日付けで、農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされています。

まず、審議に入ります前に、利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○楠川室長 第18回分科会で決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づいて、事前に皆様に利益相反の状況について確認させていただきました。

その結果、委員の皆様から利益相反に関する特段の申出はございませんでしたので、御報告いたします。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、キノフメリンを有効成分として含む農薬の登録について御審議いただきます。

事務局より、御説明をお願いいたします。

○高橋審査官 それでは、資料4に沿って御説明いたします。

まず、この資料4につきましては、審議の経緯、それから剤の基本情報、各部会からの報告事項、そして農薬取締法第4条第1項の各号に対する判断を取りまとめております。

本日御審議いただきまして、御了承いただけましたら、この資料を答申の別添といたします。

そのほか資料4-1から4-3に各部会の評価書、それから資料4-4に薬効・薬害の概要

を添付しております。

それでは、資料４の１ページから、この経緯について御説明いたします。

こちら、令和４年１２月に農薬登録申請されております。そして農業資材審議会への諮問が令和５年５月１２日でございます。原体部会の評価が令和６年６月６日、それから使用者安全評価部会の審議が令和６年４月に一旦評価結果が出まして、パブリックコメントを経て令和６年８月に最終化しております。農薬蜜蜂影響評価部会ですけれども令和５年８月に審議して、その後パブリックコメントを経て令和５年１２月２６日に最終化いたしました。

続きまして、２ページ目、剤の概要でございます。

化学式、ＣＡＳ番号、分子式、構造式、分子量、ここに記載のとおりでございます。

今回、新規の化合物として申請されたものでございます。

用途は殺菌剤で、キノリン骨格を有する殺菌剤で、デノボピリミジン生合成におけるジヒドロオロト酸デヒドロゲナーゼ阻害により殺菌効果を示すものでございます。

稲のいもち病ですとか野菜のうどんこ病、それから果樹類の各種病気ですとか、茶や芝の炭疽病といったものに登録申請されております。使用方法としましては、散布ですとか無人航空機による散布が申請されております。

登録申請の農薬につきましては、別紙１のとおりでございます。

剤の概要、以上でございます。

○夏目分科会長　ありがとうございました。

それでは、まず農薬原体部会における議論の結果を梅田委員から御報告いただきます。

お願いします。

○梅田委員　農薬原体部会の部会長の梅田でございます。

部会を代表いたしまして、キノフメリンの農薬原体の組成に関わる評価につきまして審議結果の報告をさせていただきます。

資料４の３ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は有効成分であるキノフメリンに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、960g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、②にお示ししていますように、農薬原体中のキノフメリンの分析法は、「キノフメリンの農薬原体に内部標準物質を添加し、アセトニトリルに溶解後、C18カラムを用いて高速液体クロマトグラフ（HPLC）によりアセトニトリル／リン酸二水素カリウム水溶液で分離し、紫外吸収（UV）検出器（検出波長：240nm）によりキノフメリンを検出及び定量する。定量

には内部標準法を用いる。」とすることが妥当であると判断いたしました。

次に、農薬原体の規格及び分析法の提案に際し、検討した結果を報告いたします。

概要は③から⑤に記載しております。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、先の有効成分キノフメリンのほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が991～1,000g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性試験成績等を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬製造に用いられるキノフメリンの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、先の規格及び分析法を提案させていただきました。

以上になります。

○夏目分科会長 梅田委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を櫻井委員から御報告いただきます。

○櫻井委員 農薬使用者安全評価部会の部会長の櫻井です。

部会を代表いたしまして、キノフメリンの審議結果の報告をさせていただきます。

資料は先ほどの原体の次のページ、4ページを御覧ください。

経緯に記載のとおり、キノフメリンは第14回及び第16回の農薬使用者安全評価部会において審議いたしました。

まず、①農薬使用者暴露許容量（A O E L）及び②急性農薬使用者暴露許容量（A A O E L）の設定について御報告いたします。

A O E Lの設定については、その根拠となり得る各毒性試験で得られたキノフメリンの無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の雄の肝の絶対及び比重量増加等に基づく無毒性量で3 mg/kg体重/日でした。

また、この無毒性量に近い投与量における経口吸収率は84.3～92.1%で、80%以上ということですので、経口吸収率による補正は必要ないと判断いたしました。

これらのことから、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の無毒性量3 mg/kg体重/日を

安全係数100で除した0.03mg/kg体重/日をAOELと設定いたしました。

AAOELの設定についてです。

キノフメリンの単回経口投与等により生じる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小量は、ウサギを用いた発生毒性試験の母動物の体重増加抑制等の無毒性量30mg/kg体重であり、AOELと同様に経口吸収率による補正は必要ないと判断いたしまして、安全係数100で除した0.3mg/kg体重をAAOELと設定いたしました。

続きまして、③暴露量の推定です。

キノフメリンを有効成分として含む農薬について、適用病害虫の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式により推定しました。経皮吸収率は、水和剤の経皮吸収試験の結果を用いて精緻化しております。

最後にリスク評価ですが、この推定暴露量とAOEL、AAOELを比較した結果、推定暴露量はAOEL及びAAOELを下回っております。

以上です。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。

お願いします。

○山本委員 農薬蜜蜂影響評価部会の審議に参加しております山本でございます。與語前部長に替わり農薬蜜蜂影響評価部会の部会長に就任いたしました。

部会を代表いたしまして、キノフメリンの審査結果を報告いたします。

資料4の5ページを御覧ください。また、併せまして資料4-3がキノフメリンの農薬蜜蜂影響評価書ですので、そちらも御参照いただければと思います。

本剤キノフメリンにつきましては、資料4-3の2ページにございます経緯に記載のとおり、第10回及び第11回の農薬蜜蜂影響評価部会において審議しました。

資料4の5ページに戻っていただきたいと思います。

①の毒性指標の設定につきまして、提出された3種の室内毒性試験の結果である半数致死量より、資料4の5ページの表にお示ししたとおりミツバチへの影響評価に用いる毒性指標を定めました。

次に、②の毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫の単回接触毒性及び単回経口毒性共にLD₅₀の値が基準としている11μg/bee以上であったため、注意事項は要さないという判断をいたしました。

最後に、③及び④の暴露量の推計と評価結果ですが、資料4の12ページにございます別紙1に記載のキノフメリンを有効成分として含む農薬の適用について、予測式を用いて推計した暴露量を毒性指標値で除し、その数値と蜂個体、すなわちミツバチの成虫及び幼虫への影響が懸念される水準である0.4と比較しました。このことより評価が必要な適用方法は、本農薬の暴露経路である接触及び経口暴露経路において蜂個体への影響が懸念される水準を超えないことを確認しました。

以上より、キノフメリンは申請された適用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと判断しました。

キノフメリンの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要は以上です。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

それでは、次に事務局より、5番目の農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○高橋審査官 それでは、各号に対する判断を御説明いたします。

まず、第1号でございます。虚偽の事実があるときでございますけれども、こちらは該当しないというふうに判断しております。

次に、第2号、特定試験成績が基準適合試験によるものでないときでございますけれども、こちらも該当しないというふうに判断いたしました。

それから、3号が薬効がないとき、4号が薬害があるときでございますけれども、こちらもいずれも該当はございませんでした。

第5号でございます。人畜に被害を生じるおそれがあるときでございますけれども、資料、前の方の4の(2)及び(3)のとおり、使用者安全評価部会及び蜜蜂影響評価部会における評価の結果、本号に該当するとは認められませんでした。

次に、6号でございます。こちらは食品経由の暴露に関するものですが、食品安全委員会及び薬事食品衛生審議会の評価の結果、ADI及びARfDを超えないことから本号に該当するとは認められませんでした。7ページから9ページのところに、設定される予定の残留基準値が示してございます。

続きまして、9ページの中段でございます。7号ですが、こちらは農林水産省及びFAMICで検査の結果、本号に該当するとは認められませんでした。

それから、8号でございます。中央環境審議会における評価の結果、水域の生活環境動植物、鳥類及び野生ハナバチ類の被害防止に係る農薬登録基準が設定され、いずれも予測濃度を下回

っていることから、本号に該当するとは認められませんでした。

次に10ページ、9号でございます。水質汚濁に関するものですが、中央環境審議会における評価の結果、基準値、ここに示した0.07mg/Lが設定されまして、キノフメリンの水質汚濁予測濃度がいずれも基準値を下回っているということから、本号に該当するとは認められませんでした。

続きまして、10号でございます。誤解を生じるような表現があるかという点でございます。こちらにつきましては、該当がないというふうに判断しております。

11号でございますけれども、キノフメリンの申請時点において、本号の規定に基づく省令は定められておりませんでしたので該当がございません。

以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のございましたキノフメリンの変更の登録について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

どなたか御質問、御意見等ありますでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問等ないようですので、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の登録について（答申）。

令和5年5月12日付け5消安第756号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、キノフメリンを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料4が答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

なお、答申文について一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、キノフメリンの登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

ありがとうございました。

続きまして、議題（３）農薬取締法第７条第７項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議に入ります。

ジフルベンズロンを有効成分として含む農薬の変更の登録について、令和５年１２月１５日付けで、農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされています。

審議に入ります前に、利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○楠川室長 ジフルベンズロンにつきましても、キノフメリンと同様、皆様に事前に利益相反の状況について確認させていただいております。

その結果、委員の皆様から利益相反に関する特段の申出はございませんでしたので、御報告いたします。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ジフルベンズロンを有効成分として含む農薬の登録について御審議いただきます。

ジフルベンズロンは令和６年５月３０日の第４１回の本分科会において一度御審議いただき、その際に不純物であるPCAの毒性に関する記載を充実させる必要があるとの御意見があり、農薬原体部会において記載を御検討いただきました。

事務局より御説明をお願いいたします。

○高橋審査官 それでは、資料５に沿って御説明いたします。

資料５につきましては、審議の結果、御了承いただけましたら、答申の別添資料といたします。

ジフルベンズロンにつきましては、ただいま夏目座長から御説明いただいたとおり本年５月３０日の農薬分科会で一度審議いただいた後、８月２日に再度、農薬原体部会でPCAの毒性に関する記述を検討いたしました。本日は、その御報告をさせていただきます。

経緯は、今ほど申し上げたとおりでございます。

2 ページ目、剤の概要でございます。

化学名、C A S 番号、分子式、構造式、分子量等、記載のとおりでございます。

昭和62年に初回登録されまして、殺虫剤として使用するものでございます。

幼虫の脱皮時にキチンの合成阻害をしまして殺虫効果を示すもので、果樹、野菜、茶等のチョウ目害虫ですとかアザミウマに使用するものでございます。使用方法としましては、散布、株元灌注でございます。

申請されている農薬は別紙1のとおりでございます。

ここまで、以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を梅田委員から御報告いただきます。

よろしくお願いします。

○梅田委員 ジフルベンズロンの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料5の3ページですね。

①を御覧ください。農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるジフルベンズロン及び考慮すべき毒性を有する不純物としてPCAに対し設定することとし、ジフルベンズロンは980g/kg以上、PCAは0.03g/kg未満とすることが妥当であると判断いたしました。

また、②にお示ししていますように、農薬原体中のジフルベンズロンの分析法は「ジフルベンズロンの農薬原体を内部標準溶液及びアセトニトリルに溶解後、C18カラムを用いて高速液体クロマトグラフ（HPLC）によりアセトニトリル及び水の濃度勾配で分離し、紫外吸収（UV）検出器（検出波長：254nm）によりジフルベンズロンを検出及び定量する。定量には内部標準法を用いる。」とすることが妥当であると判断いたしました。

農薬原体中のPCAの分析法については「ジフルベンズロンの農薬原体を1,4-ジオキサン及びアセトニトリルに溶解し、内部標準溶液を添加後、アセトニトリル／水で定容し、液体クロマトグラフタンデム型質量分析（LC-MS-MS）によりPCAを検出及び定量する。定量には内部標準法を用いる。」とすることが妥当であると判断いたしました。

次に、農薬原体の規格及び分析法の提案に際し検討した結果を報告いたします。

概要は③から⑤項に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、先の有効成分ジフルベンズロン及び不純物PCAのほか1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線

性、精確さ及び併行精度が確認されており科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が1,001～1,010g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物のうちPCA（4-クロロアニリン）はアニリン類であり、遺伝毒性があり、げっ歯類において発がん性があるとされています。また、IARCによって、発がん性の分類はグループ2Bとされています。

PCAの遺伝毒性に関する情報のうち、PCAの細菌を用いたPo1A試験、復帰突然変異試験、*Aspergillus*を用いた変異原性試験、ラット初代培養肝細胞を用いたUDS試験、マウスリンフォーマ細胞を用いた遺伝子突然変異試験、チャイニーズハムスター卵巣由来細胞を用いた姉妹染色分体交換試験及び染色体異常試験の結果は陽性でした。また、マウスに用いた小核試験において、180mg/kg体重を単回投与されたマウスでは小核の有意な増加は認められませんでした、300mg/kg体重を投与されたマウスでは3日間投与後に小核の有意な増加が認められました。以上により、PCAには遺伝毒性があると考えられました。

また、PCAのラットを用いた発がん性試験では、高用量投与分の18mg/kg体重/日の雄で脾臓の線維肉腫、骨肉腫及び血管肉腫、同投与群の雌雄で副腎の褐色細胞腫の増加が認められました。マウスを用いた発がん性試験では、10mg/kg体重/日以上投与群の雄で肝細胞がん、3mg/kg体重/日以上投与群の雄で肝細胞線種及び肝細胞がんの合計の増加が認められました。雄ラットで見られた脾臓の線維肉腫、骨肉腫、血管肉腫はアニリン及び構造的に関連のある物質で典型的に見られ、間接的なメカニズムが考えられます。一方、雄マウスで見られた肝臓腫瘍は、その作用機序として変異原性の関与を否定できません。

一方、ジフルベンズロンの農薬原体について、食品安全委員会の評価では、PCAを0.023g/kg含有している農薬原体を用いた遺伝毒性試験（復帰突然変異、*in vitro* 不定期DNA合成及び*in vitro* 染色体異常）の結果は陰性でした。また、¹⁴C又は³Hで標識したジフルベンズロンを用いた動物代謝試験においてPCAの生成、ただし生成量は不明、が確認されていますが、農薬原体を用いたラット及びマウスの発がん性試験において発がん性は認められず、ラット体内でPCAの生成を含めて評価され、ADIが設定されています。

以上を踏まえPCAは考慮すべき毒性を有する不純物とすることとし、PCAを0.023g/kg含有している農薬原体を用いた発がん性試験において発がん性が認められなかったことから、農薬の製造に用いられる農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体との同等性を確保するため、農薬の製造に用いられる農薬原体中の含有濃度の上限値を0.03g/kg未満と設定しました。また、農

薬の製造に用いられる農薬原体中の組成分析の結果において、PCAの含有濃度は0.03g/kg未満であることが確認されています。

なお、ジフルベンズロンのADI0.02mg/kg体重/日に農薬原体中のPCAの含有濃度の上限値0.03g/kgを乗じて算出した量0.0006mg/kg体重/日は、遺伝毒性があると考えられる物質に対するTTC value 0.0025µg/kg体重/日を下回っています。

農薬原体中に含有されているその他の不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性試験成績等を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるジフルベンズロンの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較検討した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、先の規格及び分析法を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 梅田委員、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、事務局より5番目の農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○高橋審査官 それでは、資料5の6ページでございます。

まず、1号でございます。虚偽の事実、認められませんでした。

2号でございます。特定試験成績によるものでないときですけれども、こちらも該当がございました。

それから、3号の薬効、それから4号の薬害でございますが、本申請で変更する事項には、適用病虫害の範囲及び使用方法の変更は含まれておりません。

それから、5号でございます。こちらも本申請で変更する事項には、適用病虫害の範囲、使用方法及び被害防止方法の変更は含まれておりませんでした。

それから、6号でございます。こちらにつきましても、今回の申請の範囲には含まれていないものでございます。

それから、7号、8号、9号につきましても、同様に今回の申請には含まれない内容でございます。

それから、10号でございます。名称が誤解を生じるおそれがあるものであるときでございますが、登録を受けた農薬、一度登録を受けたものは名称変更できませんので、ここも該当いたしません。

それから、11号でございます。申請時点において、本号の規定に基づく省令は定められておりませんでした。

以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

では、ジフルベンズロンの変更の登録について、農薬原体部会において再度御審議いただいた内容について御説明がありましたが、何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

前回の審議のときに、上島先生から、もう少し丁寧な説明があった方がいいのではないかと
のような御意見があったかと思いますが、上島先生、いかがですか。

○上島臨時委員 上島でございます。

毒性試験に用いられた農薬原体では、遺伝毒性それから実際の長期毒性の発がん性試験がいずれも陰性だったということが非常に重要で、それと農薬の製造に用いられる農薬原体が同等だということが、この文章で分かりやすく誤解のないように記載されたと思います。

私は、こういうふうに書かれればよいかというふうに思いました。

以上でございます。

○夏目分科会長 どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

前回、もう一つの議論は、PCAが原体の方に入っているということと生体内で生成すること
うことで、その評価が問題にもなっていたかと思いますが、今回の文書を見るとPCAの生成を
含めて発がん性試験等で評価されていて、ADIが設定されているということで、その点少し明
確になったんじゃないかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

御意見、御質問、よろしいですか。

上島先生、どうぞ。

○上島臨時委員 上島です。

私、前回の発言のときはその点を含めての発言でしたので、今の夏目先生がおっしゃったと
おりで賛成いたします。

以上です。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の変更の登録について（答申）。

令和5年12月15日付け5消安第5157号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、ジフルベンズロンを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当すると認められないことから、変更の登録をして差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料5が答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ジフルベンズロンの変更の登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

次は、議題の（4）農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令案及び農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令案に関する意見・情報の募集の結果について（案）に入ります。

まず、事務局より御説明をお願いいたします。

○寺脇審査官 資料6の関係、御説明させていただきます。

農薬対策室の寺脇でございます。よろしくお願いいたします。

では、議題の四つ目の資料6の関係、1ページ目から御説明させていただきます。

農薬の販売の禁止を定めた省令等の改正に係るパブリックコメントを実施しておりまして、提出された意見と意見に対する農水省の考え方といったパブコメの結果について、今日の農薬分科会の方に御報告させていただくものでございます。

本件につきましては、農薬の用途に関連する物質でありましたメトキシクロルという物質が

あるんですけれども、そちらがストックホルム条約に指定されたことを踏まえまして販売禁止の国内担保措置を講ずることを目的に、販売禁止省令、先ほど申しました農薬の販売の禁止を定めた省令の方にメトキシクロルを規定する。また、あと所要の改正を行うために改正を行うものでございます。

こちらにつきましては、本年5月末の第41回の農薬分科会におきまして、農薬分科会の方にお諮りをしておりまして、その改正内容につきましては諮問のとおりで適当である旨、答申を頂いているところでございます。その後、7月にパブリックコメントを実施しておりまして、そのパブリックコメントで頂いた御意見に対する農水省の考え方を取りまとめましたので、御報告させていただきます。

2 ページ目、御覧ください。

提出された御意見は、こちらに記載していますとおり2件ございました。いずれの御意見も今回の省令改正に反対する御意見ではなく、科学的根拠に基づかないような、農薬の安全性を懸念し幅広く農薬の禁止を求めたいという一般的な御意見でございました。

頂いた御意見に対しまして農水省の回答としましては右側になるんですけれども、農薬は食糧の安定供給の観点から必要な資材であること、農薬は科学的に安全性評価を行い、定められた使用方法どおりに使用することで安全性を確保していること、その使用に当たっては適正に使用されるように現場での指導を徹底していること。また、登録後も最新の科学的知見に照らして安全性等の再評価を行っている旨を、考え方を告示する考えでございます。

なお、3 ページ以降の資料に関しましては、本年5月末の農薬分科会にお示しした資料を添付しているものでございます。

以上、御報告になります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

では、ただいま御説明のございました農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令案及び農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令案に関する意見・情報の募集の結果について（案）に対して、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

平沢委員、お願いします。

○平沢委員 御意見を本文そのまま、今のパブコメの制度だとそのまま載せるような形になっているんですけれども、この発言者の意図がちょっと分かりにくいところとかを確認したりする意味でも、御意見を寄せる方にせめて連絡先、名前は本名を書くかどうかは別にして、あな

たはこういう意図でこの質問、御意見しているんですよぐらいの確認ができるような募集のされ方をした方がいいのではないかということを、私の考えとして述べさせていただければと思います。

というのは、多分これ、農薬名を間違えているようで、一般の方が読んでも分かりにくいし、この方は何が言いたいのかなというところもあるので、そこら辺はもうちょっときちっとまとめたものを、農水省とこういう文書として出した方が。幾ら一般の方の御意見だとしても、余りにもおかしなものをそのまま載せるのはいかなものかと、思ったものですから、そこは御検討いただければと思います。

○寺脇審査官 平沢先生、御意見ありがとうございます。

パブリックコメントは、国民の皆様が自由に意見提出できるようにという形で広く開かれているものでございまして、その性質上、投稿者のお名前ですとか連絡先は今の段階では任意という形になっているものでございます。もし仮にお名前ですとか連絡先が入っている場合については、こちらから趣旨とか確認する場合があるというところで確認することもできるのですが、今回は記入がなかったということで、その趣旨ですとか確認ができなかった状況にあります。

○平沢委員 これは、今は任意ですけれども、募集事項で記入してくださいと要求することは可能なものなのですか、そういうパブリックコメントの制度として。

○寺脇審査官 そうですね。統一的には今、任意という形になっているので、やはりシステム上というか、名前を入れなくても投稿できてしまう形にはなるとは思うのですけれども。

○平沢委員 何かそのまま御意見として載るものですから、例えば最初の行の「日本の癌患者は増え続けている」ということに関しても、また、これは高齢者が多いからとかいろいろ、これを言い出したら切りがないんですけれども、そのままこれを意見だからといって載せてしまうのもどうなのかなとちょっと思ったので。

私、新聞社にいますけれども、読者の投稿なんかでもそのままというのはあり得ないので。今ネットで何でもいろんな意見が飛び交っていますけれども、せめてもうちょっと整理したものを載せられるような形に。意見として、たくさん、どんな意見があってもいいんですけれども、こちらでペーパーというか、皆さんに公表する場合は、ある程度少しまとめるような形が望ましいかなと思いました。

○寺脇審査官 ありがとうございます。また考えさせていただいて、今後対応していきたいなと思います。

○郷野委員 今回の御意見に追加してというか。パブリックコメントは自由に発言できるという趣旨は消費者としても大切だと思っております。考えは人それぞれなので、こういう御意見を寄せられることも理解いたしますし匿名性があるというのも、名前が出てしまうとなかなか意見が言いづらい方もいらっしゃるかと思いますので、匿名性も個人的にはあってもよいのかなとは思っております。

しかし、この文章の中で一番気になったのは、特定の産地が書かれており風評被害につながりかねないという点です。パブリックコメントを募集する時点で、風評被害などにつながるような文言につきましては伏せさせていただきます、のような対応があるとよろしいのではないかと思います。今後検討していただければと思います。

以上です。

○寺脇審査官 先生、御意見ありがとうございます。募集要項にこういった形で記載できるかどうか、ちょっと検討させていただきたいなと思います。

○郷野委員 はい、よろしくお願いいたします。

○夏目分科会長 お願いします、井岡委員。

○井岡臨時委員 井岡でございます。

ほとんど平沢委員と郷野委員と同じなのですがけれども、私もやはり、ここの最初の文章の癌患者が増えている、それから特定の産地のことなど、こういうのを見ますと、やはりパブコメのやり方も少し御検討いただいた方がいいのかなと思います。

ほかのところでSNSとか自由な発言が出ている風潮があるので、それとパブコメとの区別というか何というか、国に対して正式に申し上げているということを、もう少し御検討いただければいいのではないかなと考えました。お願いします。

○寺脇審査官 井岡先生、御意見ありがとうございます。

○夏目分科会長 実は前の、今年の2月だったかな、同じようにパブコメに対するこの考え方の公表の審議をする機会があって、審議というか報告に対して御意見を伺う機会があって、一部委員改選されて、新しく入られた委員の方には初めてかもしれないのですが、例えばグリホサートの発がん性とか遺伝子組換え作物の安全性とかについては、かなり科学的でない意見が来て、それをそのまま御意見という形で載せることがいいんだろうか、それがまた、かえって風評被害を引き起こすだろうというような意見交換もあったと記憶しております。

今の御意見で、特定の地名が出たり、あるいは剤の名前が出たり、これはなかなか、先ほど言ったように風評被害につながりかねない。でも、じゃ、ここでこのことに関して議論するか

というと、そういうのは本来のパブコメ、意見を求めている内容とは違うところでどんどん広がってしまいますので切りがないというような両方の板挟みになってしまう気はしました。

では、どういうふうにまとめるのかなということで、一つは、どなたから御意見があったように、特定の固有名詞等は一部伏せさせていただきますみたいなことを入れるのは可能か。例えばここだと農薬の名称は伏せて「ある農薬」、あるいは特定の県名のところは「〇〇県」というような書き方にするような修正というのは意見を下さった方のことを無視はしていない、それから、そのことによる変な被害を防ぐという意味では一つの方法かなと、今議論を聞いて感じましたけれども、いかがでしょうか。そこら辺は何かそのパブコメの下に、そういうコメントというんですか、特定のところは控えますとかいうようなことを書き加える余地はあるのですか。

○石岡課長 なかなかパブコメ全体のやり方もありますので、省内でもいろいろ聞いてみたいと思います。工夫できる場所があれば、やっていきたいと思います。

○夏目分科会長 多分、全体で統一しないといけないんでしょうけれども、なかなか大変な問題だと思います。

山本委員、お願いします。

○山本委員 現状でやれることという意味では、原文のまま掲載しているということをどこかに明記しておくのが大切なのではないかなというふうに思います。例えば農林水産省なりこの分科会がこう言うのではなくて、あくまでも御意見を頂いた方の意見だということを明記する。原文のままであるということを明記してはいかがかなというふうに思います。どこか脚注で構わないと思います。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

櫻井委員、お願いします。

○櫻井委員 この別紙1のタイトルで「寄せられた意見・情報の概要」と書いてあるんですね。「概要」と書いてあると、結局こっちでまとめたというニュアンスがどうしても出てしまうので、さっきの山本先生の言われたのと同じことになりますが、ここに「原文まま」というようなことを入れるのは一つの手かなと。

このニュアンスがなければ、ここのコメントの内容はこちらの解釈でなくて原文ままであくまでコメントした人の表現だよということがはっきりしていればいいのかなと思います。

省庁横断的に、この省内だけの検討でもう済まなくて、国の機関全体でパブコメをどう表記

するかという話になると思うんですけれども、それでなかなか結論が出ないようなことであれば、今おっしゃったように、これはコメントした人の意見そのままなのであって、我々がこれを重要だとか真実とか考えるから取り上げたんじゃないですよということを、はっきりさせておけばいいんじゃないんでしょうかね。

○寺脇審査官 櫻井先生、ありがとうございます。

○夏目分科会長 そのほか、いかがでしょうか。

郷野委員、お願いします。

○郷野委員 今の先生方の御意見でよろしいかと思います。

パブリックコメントを寄せていただいた方のあくまでも御意見ということに記載していただくことと、御意見に対する考え方ところで、生産地、生産現場につきましては配慮した記載を入れていただいておりますので、そういうのも大切かと思います。意見としてはこういう意見があるけれども、ちゃんと生産現場では適切な対応をしているということがきちんと回答の方で反映されていれば、誤解も少なくて済むと感じました。

以上です。

○夏目分科会長 一般論でありますけれども、きちっと農薬の登録から使用方法から、その後の管理まで適切にしていますよということが一通り述べられておりますので、御意見を寄せてくださった方がこれを読んで、多少なりとも誤解を解いていただければいいのではないかなと思います。

ほかはいかがでしょう。

有江委員、お願いします。

○有江委員 今回はいろいろ御検討されて、原文のまま掲載するという形でよろしいかというふうに思いますけれども、今後例えば、今回は地域ですけれども、例えば個人だとか特定の団体とか、あるいは特定のものとかに対して風評被害等が生じる、不利益が生じる場合も出てくるかと思いますので、農水省全体あるいは国全体としてパブリックコメントをどういうふうに対処するか、是非御見解を持っていただくと同時に、やはりそういうものが出てきてしまった場合にどう対応するかということも事前に検討しておく必要があるんじゃないかと思います。今回よい機会だと思いますので、ここで議論をしていくことが必要なんじゃないかなと思います。

以上です。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

上島委員、お願いします。

○上島臨時委員 上島です。

先生方の議論された内容で私も賛成なんですけれども、1点、今回のこのパブコメと農水省の対応の考え方として少し気になるのは、その地名を仮に伏せたとしても、この方は、有名なミカン産地周辺は白血病患者が非常に高い検査結果が出ているということをおっしゃっていて、それに対しての答えの部分がないように見える点ですよね。

私はこの点に関しては、国立がん研究センターが出しているがん統計で、どの都道府県に白血病が多いかというデータを確認して、それでそこには男女別に出ていますけれども、この御意見の方のおっしゃることが正しくないということを確認しています。ただ、そういうことを一つ一つ細かく書く必要があるかどうかということとは、また別の問題だと思うのです。

今回のこの原文をできる限り活かすとしたら、「登録後も農薬の安全性に対する科学的知見を収集し、最新の科学的知見に基づき、定期的に安全性等の再評価を行っています。」というこの部分の回答が非常に大事なわけですね。ですから、この「登録された農薬について」という段落と入れ替えれば、白血病患者が非常に高いというこの方のおっしゃる御意見に対しても、我々としてはきちんと検討を加えた上でお答えしているという姿勢がより明確になるかなというふうに思いました。

それで、先生方はよく御承知なので私が申し上げることではないと思うのですが、こういう御意見というか、調査の仕方というのは、研究のデザインでいうと生態学的研究ですか地域相関研究というふうに呼ばれています。どここの農薬をたくさん使っているところでどういう病気がたくさん出ているという、そういう解析を指すのですけれども、例えば世界の国の中でテレビの普及率とがんの発生の多いか少ないかを見て、アフリカ諸国はテレビの普及率が低くてがんが少ないですよと、日本はテレビの普及率が高くてがんが多いですよといったときに、テレビががんの原因だというふうに、そういう推論をするのと同じロジックですよ。

やはり先ほど御発言があったように、高齢化がそういうところに実際は利いてくるので、我々は適切に評価をして、このパブコメに対しても対応していますので、「最新の科学的知見」というところを前面に出されるといいかと思いました。

すみません、長くなりました。以上です。

○夏目分科会長 御意見ありがとうございます。

はい、平沢委員、お願いします。

○平沢委員 私も今伺って思ったんですけれども、やはりこのパブコメを見た人が印象に残るのが、この「ミカンの産地で白血病患者」のところだと思うんですよ。別にパブコメにある分にはいいんですけれども、これを見た人がツイッターとかで、「ミカンの産地で白血病多いんだってよ」みたいな話が拡散されないとも限らないことを危惧しております。もちろんパブコメの御意見は皆さん自由だし、私たちは取り締まれないんですけれども、何かこれをそのまま載せるというのが本当にいいことなのかと思いました。私自身もこれを読んで、えっ、そうなの？、本当にミカン産地で白血病が多いのかしら、と思ったりしたものですから。先生が調べてくださったのでよかったのですが、ひょっとしたら多いのかもしれない、と思ったりしたので。

一々回答するというものでもないんでしょうけれども、全体を読んだときに、ここ、私自身が気になったので他の方もそうだろうなと思って、この考え方のところで丁寧に、どこまで丁寧に説明するかはなかなか難しいんですけれども、ちょっと御検討いただいてもいいのかなとも思いました。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

今回の問題だけでなく、パブコメ全体のやはり難しさというのが出てきたかなと思いますので、これは是非検討していただきたいとしか言えないんですけれども、お願いしたいと思います。というまとめ方でよろしいでしょうか。

それでは、資料6に関する議論は以上にしたいと思います。

事務局から何かございますでしょうか。

○寺脇審査官 先生方、御意見いろいろ、ありがとうございました。

本件につきましては、5月の農薬分科会に引き続き所要の手続、あとは省令の交付に向けて手続を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

では、その他の議題ですけれども、先生方から何かございますか。

ないようでしたら、本日予定しておりました議事は以上となります。

進行役を事務局にお返しいたします。

○楠川室長 本日は熱心に御議論いただきまして、厚く御礼申し上げます。

今回の議事要旨及び議事録につきましては、事務局で案を作成の後、委員の皆様にご確認いただきまして、公開となります。

以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 3 時 0 0 分 閉会